

89

5.3.10

意見書案第 17 号

保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の待遇改善と
職員配置基準の見直しを求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 3 月 10 日

栗東市議会議長 田中英樹様

提出者 栗東市議會議員

西田聰

賛成者 栗東市議會議員

藤田啓仁

賛成者 栗東市議會議員

田村隆光

賛成者 栗東市議會議員

野々村照美

賛成者 栗東市議會議員

片岡勝哉

賛成者 栗東市議會議員

青木千尋

意見書　号

保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の処遇改善と職員配置基準の見直しを求める意見書（案）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年2月から保育士や福祉・介護職員などのケア労働者の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を講じられたところであるが、未だケア労働者の賃金は全産業平均からみて大きく乖離があり、その職責と負担に見合ったものとなっていない。

また、保育士の職場環境では、子どもとの「密」を避けることは事実上困難であることなどから、職員は細心の注意を払いながら保育にあたっている。今後も感染予防の徹底が求められ、職員の精神的、肉体的な負担はこれまで以上に大きい。

現在、我が国の保育士配置基準は、4～5歳児の子ども30人に対し保育士1人、3歳児は20人に1人、1～2歳児は6人に1人、0歳児は3人に1人という基準である。また、障害児保育に対する保育士の加配に係る地方交付税措置については、受け入れ障害児数の増加に伴い、平成30年に交付額が拡充されたものの、障害児2人に対して保育士等1人の配置を基準としている。

一方、福祉・介護職員においても、法令で定められた人員基準を上回る人員配置をしているにもかかわらず「人手が足りない」「業務が過剰」という状況が続いている、離職の原因や人材確保の阻害要因となっている。

未来を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会を実現するためにも、保育士、福祉・介護職員などケア労働者が働き続けられる労働環境改善、配置基準の見直しが求められる。

国におかれても、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

1. 保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の賃金を全産業平均並みになるまで引き上げる処遇改善および、それに係る財源を十分確保すること。
2. 保育士の配置基準を引き上げるとともに、障害児保育に対する保育士等の加配配置基準を見直し、地方交付税措置額のさらなる拡充を行うこと。
3. 介護施設の介護要員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
4. 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置基準を引き上げること。また、1人夜勤は解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

栗東市議会
議長 田中英樹

衆議院議長 細田 博之 殿
参議院議長 尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿